

須崎市ボランティアセンター
ボランティア登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人須崎市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）須崎市ボランティアセンター設置及び運営規程に基づき、ボランティア活動を行おうとする個人及び団体の登録等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の要件)

第2条 ボランティア活動を行おうとする個人及び団体で須崎市ボランティアセンター（以下「センター」という。）に登録できるものは、原則として次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 須崎市内を主な活動拠点とし、自発的にボランティア活動や地域福祉活動に取り組む個人又は団体であること。
- (2) 公益性や社会性のあるボランティア活動の取組を目的とし、政治活動や宗教活動、営利活動を目的としないこと。
- (3) 団体の登録は、3名以上（その過半数が市内在住または在勤、在学するものであること。）で構成され、その団体における代表者が明確になっており組織運営が適切かつ継続的に行われ、活動内容を公表できるものであること。
- (4) 会員向けの互助活動のみを行う団体でないこと。
- (5) 本会が行う事業に連携や協力ができること。
- (6) 原則として毎年度、ボランティア活動（個人）実績報告書（様式第5号）又はボランティア（団体）活動実績報告（様式第6号）を提出すること。

2 前項の要件を満たさない個人または団体であっても本会会長が適切と認めた場合は登録できるものとする。

(登録の手続き)

第3条

1 センターに登録を希望する個人は、ボランティア登録・更新申請書【個人用】（様式第1号）を本会会長に提出し登録を行う。

2 センターに登録を希望する団体は、ボランティア登録・更新申請書【団体用】（様式第2号）を本会会長に提出し登録を行う。ただし、本会会長は必要に応じて次の関係書類の提出を求めることができる。

(1) 会則

- (2) 会員名簿
- (3) ボランティア活動の事業計画
- (4) その他本会が必要と認めた書類

(登録承認)

第4条 センターはボランティア登録・更新カードの提出があったときは、本会会長がこれを審査し登録の可否を決定する。決定された結果については、ボランティア登録証(様式第3号)により通知する。

- 2 承認された個人は個人ボランティア登録者名簿に、団体は団体ボランティア登録者名簿にそれぞれ登載する。

(登録期間)

第5条 登録期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

年度中途登録については、登録完了日の属する年度の3月31日までとする。

但し、3月31日までに第7条に規定するボランティア登録取消届が提出されない場合は翌年度も登録を継続する。

(保険加入)

第6条 第4条第2項に規定する個人ボランティア、団体ボランティア登録者は、原則として社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施するボランティア活動保険に加入するものとする。ただし、既にこれ以外の保険に加入している場合又は加入する予定がある場合についてはこの限りではない。

保険加入にかかる費用については、原則として登録者負担とする。

(登録変更・取消等)

第7条 登録の内容等に変更が生じた場合、ボランティア登録・更新申請書【個人用】(様式第1号)、ボランティア登録・更新申請書【団体用】(様式第2号)を本会会長に再提出し登録の変更を行う。登録を取り消す場合はボランティア登録取消届(様式第4号)により、速やかに本会会長へ届出なければならない。

- 2 前項に基づく届出のほか、登録されたボランティアが、第2条に規定する登録の要件を欠いた場合、および本会会長が認めた場合は登録を取り消すことができるものとする。

(登録者への支援)

第8条 センターは登録者に対しては次の支援を行う。

- (1) ボランティア活動に関する情報提供
- (2) ボランティア活動に関する相談及び助言

- (3) ボランティア活動に関する広報及び啓発
- (4) センターが有する機材、書籍、ビデオ等の貸出
- (5) ボランティア活動を行う個人や団体との交流の場の提供
- (6) ボランティア活動を行う個人や団体が使用する会議室等の調整を行う事
- (7) その他のボランティア活動に必要な支援

(個人情報の取扱い)

第9条 登録に関して知り得た個人情報の取り扱いについては本会個人情報保護規程に基づくこととする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。